

群馬大学医学部教務委員会規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 20. 5. 27

令和 4. 6. 1

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部規程第 20 条の規定に基づき、群馬大学医学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 卒業に関すること。
- (3) 学生の身分異動に関すること。
- (4) 学生の厚生補導に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る改善に関すること。
- (6) その他学生に関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第 4 条に定める各部会の部会長
- (2) 各学科から選出された教授 各 2 人

(部 会)

第 4 条 委員会に、専門的事項を検討させるため、次の部会を置く。

- (1) 医学科部会
- (2) 保健学科部会

2 部会については、別に定める。

(任 期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 2 年を超えることはできない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 7 条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(提案又は報告)

第9条 委員長は、委員会の審議結果を速やかに教授会に提案又は報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成20年5月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。